

議第30号

呉市水道事業給水条例及び呉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

呉市水道事業給水条例及び呉市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市水道事業給水条例及び呉市下水道条例の一部を改正する条例
(呉市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 呉市水道事業給水条例(昭和35年呉市条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(工事の施行) 第7条 略	(工事の施行) 第7条 略 <u>第7条の2 前条第1項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、管理者は、他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この条において同じ。)又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下この条においてこれらの者を「非常時給水装置工事業者」という。)に給水装置の工事を行わせることができる。この場合において、非常時給水装置工事業者が行う給水装置の工事については、指定工事業者が行う給水装置の工事とみなしてこの条例の規定を適用する。</u>

(呉市下水道条例の一部改正)

第2条 呉市下水道条例(昭和37年呉市条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(排水設備の工事の施行) 第6条 略	(排水設備の工事の施行) 第6条 略 <u>第6条の2 前条の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、管理者</u>

<p>(占用の許可)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 管理者は、前項に規定する占用の許可を受けた者から、企業管理規程で定める占用料を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに掲げる占有物件については、この限りでない。</p> <p>(1) ～(3) 略</p> <p>(4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占有物件</p>	<p>は、他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条ただし書の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)が指定をした者(以下この条において「非常時排水設備工事店」という。)に排水設備の工事を行わせることができる。この場合において、非常時排水設備工事店が行う排水設備の工事については、指定工事店が行う排水設備の工事とみなしてこの条例の規定を適用する。</p> <p>(占用の許可)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 管理者は、前項に規定する占用の許可を受けた者から、企業管理規程で定める占用料を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに掲げる占有物件については、この限りでない。</p> <p>(1) ～(3) 略</p> <p>(4) 地方公共団体の行う事業で地方公営企業法第2条第1項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占有物件</p>
---	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

災害その他非常の場合において、他の市町村長等が指定した者等に給水装置又は排水設備の工事を行わせることについて所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。